避難確保計画チェックリスト

注）このリストは，施設が作成した避難確保計画を公共団体が水防法・土砂災害防止法の

　観点から点検するリストをもとに作成したものです。貴施設において,このリストにより自己点検をしていただき，避難確保計画を適切なものとしていただくようお願いします。

　各チェック項目及び各着眼点により，貴施設の避難確保計画を自己点検していただき，「チェック欄」のうち該当するものにチェックを入れてください。

また，このリストの利用にあたっては，「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル(平成29年6月19日付け厚生労働省・国土交通省)」を参照してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名 |  | チェック年月日 | 令和　　年　　月　　日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 計画の項目 | チェック項目 | 着眼点 | チェック欄 |
| (ア)防災体制，情報の収集・伝達  （水防法施行規則16条一）洪水時の防災体制に関する事項，（土砂災害防止法施行規則5条の2一）土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項 | | |  |
|  | 施設の所在する地域における，浸水するおそれのある河川の情報，土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか | □施設の所在する地域を洪水浸水想定区域として持つ河川の洪水予報等，市町からの避難情報，その他避難に必要な情報について，①誰が，②どうやって，③何を収集するか明確に記載されているか | □はい  □いいえ |
| □必要な情報を④誰に，⑤どうやって伝達するか，明確に記載されているか | □はい  □いいえ |
|  | 高齢者等避難の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか | □高齢者等避難の発令が，施設の防災体制（表）において①位置付けられ，その発令を受け②避難行動をとる体制となっているか | □はい  □いいえ |
|  | 高齢者等避難の発令が無い場合でも避難の判断ができるよう，複数の判断材料が設定されているか | □高齢者等避難の発令の目安となる氾濫警戒情報（※洪水予報のみ）及び大雨警報（土砂災害）や，避難指示の発令の目安となる氾濫危険情報及び土砂災害警戒情報についても防災体制の判断材料として利用されているか | □はい  □いいえ |
| (イ)避難誘導  （水防法施行規則16条二）洪水時の避難の誘導に関する事項，（土砂災害防止法施行規則5条の2二）土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項 | | |  |
|  | 避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているか | □移動に伴うリスクを踏まえ，「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」がとれるよう，緊急度合いに応じた複数の避難先が確保されているか | □はい  □いいえ |
| □設定されている避難先（指定緊急避難場所，近隣の安全な場所，屋内安全確保）が，利用者の移動に伴うリスクや避難にかかる時間等を踏まえた実効性のあるものになっているか | □はい  □いいえ |
|  | 避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルート上に設定されているか | □浸水想定区域や土砂災害警戒区域など，施設の災害リスク情報を踏まえたルート設定となっているか | □はい  □いいえ |
| □避難ルートの途中に通行止め等の障害が発生する可能性を踏まえ，複数の避難ルートを検討しておくこと | □はい  □いいえ |
|  | 必要に応じ，地域の協力が得られる体制が準備されているか | □職員のみでの避難誘導に支障がある場合，地域の支援が得られるよう事前に調整されているか | □はい  □いいえ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 計画の項目 | チェック項目 | 着眼点 | チェック欄 |
| (ウ)施設整備  （水防法施行規則16条三）洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項，（土砂災害防止法施行規則5条の2三）土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項 | | |  |
|  | 洪水予報，土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するための設備が記載されているか | □市町から施設に伝達される情報が確実に届くよう設備が整っているか | □はい  □いいえ |
|  | 夜間に避難を行うことが想定される場合，そのために必要な設備が記載されているか | □電池式照明器具や，避難者が誘導員と識別しやすい誘導用ライフジャケット等が用意されているか | □はい  □いいえ |
|  | 屋内安全確保を行う場合に備え，施設内での滞在に必要な物資が確保されているか | □要配慮者利用施設内での屋内安全確保を行う場合に備え，その滞在を行う日数・人数分の食料・飲料水等が確保されており，その記述があるか | □はい  □いいえ |
| (エ)教育・訓練  （水防法施行規則16条四）洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項，（土砂災害防止法施行規則5条の2四）土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項 | | |  |
|  | 適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか | □洪水予報，土砂災害に関する情報等の避難に必要な情報を収集及び共有するため，機器の操作や作業に係る訓練（情報伝達訓練）や，関連する教育の機会が設定されているか（本教育・訓練は自衛水防組織が設置されていれば省略可能） | □はい  □いいえ  □省略(自衛水防組織の設置有り） |
| □施設が浸水に至るまでの限られた時間内に，要配慮者を避難場所まで安全に避難誘導するための訓練（避難誘導訓練）や，関連する教育の機会が設定されているか | □はい  □いいえ |
| □水害や土砂災害の危険性が高まる出水期までに施設職員の対応力が高まるよう，出水期までの時期に教育・訓練が設定されているか | □はい  □いいえ |
| □新規に採用された職員が対応できるよう，当該職員に対する教育・訓練の機会が設定されているか | □はい  □いいえ |
| □施設関係者以外の協力者が参画した避難誘導等が有効に行われるよう，必要な教育・訓練の機会を当該協力者向けに用意しているか | □はい  □いいえ |
| (オ)自衛水防組織（設置した場合のみ）  （水防法施行規則16条五）自衛水防組織の業務に関する事項 | | | □設置有り  □設置無し |
|  | 自衛水防組織が設置されている場合，その業務内容が規定され，計画に記載されているか | □自衛水防組織を統括する①統括管理者が記載されているか | □はい  □いいえ |
| □少なくとも「洪水予報等の収集及び伝達」，「要配慮者の避難誘導」がそれぞれ②自衛水防組織の業務として規定されているか | □はい  □いいえ |
| □内部組織（○○班など）を編成する場合，内部組織のそれぞれの業務内容・活動範囲が明確に区分され，③内部組織毎に必要な要員と統括する者が記載されているか | □はい  □いいえ |
| □自衛水防組織の構成員に対する④教育・訓練が（エ）の教育・訓練に準じて設定されているか | □はい  □いいえ |

※「(オ)自衛水防組織」については，「設置有り」又は「設置無し」のいずれかをチェックするとともに，

「設置有り」の場合にのみ，各個別項目について「はい」又は「いいえ」をチェックしてください。